

住 宅 課

議案第48号

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例について

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部改正を踏まえ、同居することができる者の範囲を拡大するほか、規定を整備するものです。

1 改正内容

- (1) 港区特定公共賃貸住宅条例及び港区立住宅条例で引用している特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の条項番号を変更します。
 - ・ 港区特定公共賃貸住宅条例第2条第4号
 - ・ 港区立住宅条例第2条第2号
- (2) 各住宅への入居の際に同居することができる者に、里子を加えます。
 - ・ 港区特定公共賃貸住宅条例第7条第1項第2号及び同条第2項第4号
 - ・ 港区営住宅条例第7条第1項第2号及び同条第2項
 - ・ 港区立住宅条例第7条第1項第2号
- (3) 特定公共賃貸住宅への入居の際に同居することができる者及び特定公共賃貸住宅の使用権を承継することができる者に、みなとマリアージュ制度の利用者を加えます。
 - ・ 港区特定公共賃貸住宅条例第7条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第4号並びに第26条第1項第1号

2 施行期日

公布の日

港区特定公共賃貸住宅条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「施行規則」という。）<u>第一条第四号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件（単身者用の一般型住戸の使用の申込みをしようとする者にあつては、第二号を除く。）を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若</p>	<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「施行規則」という。）<u>第一条第三号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件（単身者用の一般型住戸の使用の申込みをしようとする者にあつては、第二号を除く。）を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人若しくは配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</p>
--	--

しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。次項第四号において同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項第四号において「里子」という。）又はみなとマリアーージュ制度の相手方があること。

三〇六（略）

2 高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一 本人又は本人、配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方の親若しくは子が区内に居住していること。

二〇三（略）

四 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族、里子又はみなとマリアーージュ制度の相手方であること。

3・4（略）

（中略）

の親が区内に居住していること。

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。次項第四号において同じ。）があること。

三〇六（略）

2 高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一 本人又は本人若しくは配偶者の親若しくは子が区内に居住していること。

二〇三（略）

四 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族であること。

3・4（略）

（中略）

(使用権の承継)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該特定公共賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

- 一 特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、一般型住戸にあつては使用者の配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、その配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方の直系尊属、高齢型住戸にあつては使用者の六十五歳以上の配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、その配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系尊属であつて、使用開始当初から引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住している者又は前条第一項第一号の規定により当該特定公共賃貸住宅に同居の許可を受けてから引き続き二年以上居住している者であるとき。

二 (略)

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(使用権の承継)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該特定公共賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

- 一 特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、一般型住戸にあつては使用者の配偶者又は使用者若しくはその配偶者の直系尊属、高齢型住戸にあつては使用者の六十五歳以上の配偶者又は使用者若しくはその配偶者の六十五歳以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系尊属であつて、使用開始当初から引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住している者又は前条第一項第一号の規定により当該特定公共賃貸住宅に同居の許可を受けてから引き続き二年以上居住している者であるとき。

二 (略)

2 (略)

(後略)

港区営住宅条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第七条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項において「里子」という。）又はみなどマリアーージュ制度の相手方があること。</u></p> <p>三〇六 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者が区営住宅の使用の申込みをする場合は、前項第二号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族、<u>里子又はみなどマリアーージュ制度の相手方があることを要しない。</u>ただし、<u>身体上又は精神上著しい障害があるた</u></p>	<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第七条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又はみなどマリアーージュ制度の相手方があること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者が区営住宅の使用の申込みをする場合は、前項第二号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はみなどマリアーージュ制度の相手方があることを要しない。ただし、<u>身体上又は精神上著しい障害があるために常</u></p>

めに常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが
できず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一〇八 (略)

三〇五 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができ
ず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一〇八 (略)

三〇五 (略)

(後略)

港区立住宅条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第四号の規定により算出した額をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 区立住宅の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第三号の規定により算出した額をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 区立住宅の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童又はみなどマリアーージュ制度の相手方があること。

三〇六（略）

二〇三（略）

（後略）

付則

この条例は、公布の日から施行する。

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）、
又はみなどマリアーージュ制度の相手方があること。

三〇六（略）

二〇三（略）

（後略）

改正後
改正前

(定義)
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一条 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号イに規定する親族又は児童(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは法第三条第四号イに規定する親族に準ずる者として都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)が定めるもの(地方公共団体が建設する賃貸住宅にあつては、当該地方公共団体の長が定めるもの)(入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。以下「同居親族に準ずる者」という。)をいう。

二・三 (略)
四 所得 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合において、都道府県知事等が認定した額(地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額。以下この号において「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ・ト (略)

(新設)
第一条 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)
三 所得 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合において、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)が認定した額(地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額。以下この号において「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ・ト (略)

国土交通省令第十四号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第三条第二号、第四号口及び第六号並びに第十八条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(供給計画の認定の申請)

第二条 法第二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を都道府県知事等に提出し行うものとする。

2 (略)

(規模、構造及び設備の基準)

第五条 法第三条第二号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。第二十条第二項において同じ。）五十平方メートル（イ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める面積）以上百二十五平方メートル以下であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。
- イ 同居親族等が一人又は二人である入居者の居住の用に供する賃貸住宅 四十平方メートル
- ロ 同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅 二十五平方メートル

二・三 (略)

(法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者)

第七条 法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

- 一 十五万八千円以上二十五万九千円以下の所得のある者（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族に準ずる者があるものに限る。）

(供給計画の認定の申請)

第二条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を都道府県知事等に提出し行うものとする。

2 (略)

(規模、構造及び設備の基準)

第五条 法第三条第二号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。第二十条第二項において同じ。）五十平方メートル（イ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める面積）以上百二十五平方メートル以下であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。
- イ 法第三条第四号イに規定する親族（以下「同居親族」という。）が一人又は二人である入居者の居住の用に供する賃貸住宅 四十平方メートル
- ロ 同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅 二十五平方メートル

二・三 (略)

(法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者)

第七条 法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

(新設)

二 二十五万九千円を超える所得のある者であつて、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

三 十五万八千円に満たない所得のある者

のうち、所得の上昇が見込まれるものであつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

四・五 (略)

六 前二号に掲げる者のほか、同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族等がない者であつて、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者）にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

(入居者の募集方法)

第九条 賃貸住宅を法第三条第四号イ又はロに掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、第七条第四号又は第五号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2・4 (略)

(入居者の選定の特例)

第十一条 一般賃貸人は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都道府県知事等が定める基準に該当

一 二十五万九千円を超える所得のある者であつて、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

二 十五万八千円に満たない所得のある者

のうち、所得の上昇が見込まれるものであつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

三・四 (略)

五 前二号に掲げる者のほか、同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族等がない者であつて、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者）にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

(入居者の募集方法)

第九条 賃貸住宅を法第三条第四号イ又はロに掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、第七条第三号又は第四号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2・4 (略)

(入居者の選定の特例)

第十一条 一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都道府県知事等が定める基準に該当す

するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該都道府県知事等が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の入居者を選定することができる。

（令第二条第二号の国土交通省令で定める所得の基準）

第二十三条 令第二条第二号の国土交通省令で定める所得の基準は、第七条第二号の規定により都道府県知事等が定める額とする。

（入居者の資格）

第二十六条 賃貸住宅の入居者の資格は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 第七条第一号に規定する者

三 第七条第二号に規定する者

四 十五万八千円に満たない所得のある者
のうち、所得の上昇が見込まれるものであって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

五・六（略）

七 前二号に掲げる者のほか、同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族等がない者であつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者）にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

るものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該都道府県知事等が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の入居者を選定することができる。

（令第二条第二号の国土交通省令で定める所得の基準）

第二十三条 令第二条第二号の国土交通省令で定める所得の基準は、第七条第一号の規定により都道府県知事等が定める額とする。

（入居者の資格）

第二十六条 賃貸住宅の入居者の資格は、次に掲げる者とする。

一（略）

二（新設）

三 第七条第一号に規定する者

四 十五万八千円に満たない所得のある者
のうち、所得の上昇が見込まれるものであって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）

四・五（略）

六 前二号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者）にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（入居者の募集方法）

第二十七条 地方公共団体は、賃貸住宅に前条第五号又は第六号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2-4（略）

（入居者の選定の特例）

第二十九条 地方公共団体は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、一回の募集ごとに賃貸しようとする賃貸住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該賃貸住宅の入居者を選定することができる。

（入居者の募集方法）

第二十七条 地方公共団体は、賃貸住宅に前条第四号又は第五号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2-4（略）

（入居者の選定の特例）

第二十九条 地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、一回の募集ごとに賃貸しようとする賃貸住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該賃貸住宅の入居者を選定することができる。

附則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下この項及び次項において「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅（以下この項において「特定優良賃貸住宅」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する入居者の資格に係る基準については、この省令による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。この省令による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第七条第三号又は第四号に掲げる者から同日前に特定優良賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該特定優良賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する入居者の資格に係る基準についても、同様とする。

3 この省令の施行の日前に特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する賃貸住宅（以下この項において「賃貸住宅」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る同条第二項の国土交通省令で定める基準については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。旧規則第二十六条第四号又は第五号に掲げる者から同日前に賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準についても、同様とする。